

❁ お詫びと訂正

2012/01/18

● 「就業規則を作る、変える。ここがポイントⅢ」（23年9月1日改訂）

解説内容に修正漏れがありましたので、下記のとおり訂正させていただきます。

皆様にご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げますとともに、ご訂正方よろしくお願い申し上げます。

箇所	誤（下線部分）	正
45頁 第42条の解説 の5	5 継続雇用制度の対象となる者の範囲は、希望者全員とすることが望まれています。しかし、一定の基準に該当する者に限定することもできます。 <u>この基準は労使協定で定めることが原則ですが、一定の条件の下に就業規則で定めることもできます。</u>	5 継続雇用制度の対象となる者の範囲は、希望者全員とすることが望まれています。しかし、一定の基準に該当する者に限定することもできます。ただし、この基準は、労使協定で定めなければなりません（中小規模事業場向けの「一定の条件下であれば就業規則で『基準』を定められる」という経過措置は、平成23年3月31日で終了しました）。